

福井家庭裁判所

親族陳述書について

家庭裁判所は、申立ての内容や誰が後見人（保佐人，補助人）として適当であるかなどについて、親族の皆さんの意見を参考にして手続きを進めています。

意見を聴かなければならない親族としては、将来、本人の相続人となる立場の方などで、本人の配偶者や子どもです。配偶者や子どもがいない場合は、両親，きょうだいです。

親族の皆さんに異論がない場合、申立時に、皆さんが同意する旨を記載した陳述書を提出していただきますと、比較的速やかに手続きが進みます。

ただし、これまでの経緯から同意を得るのが難しいといった特別な事情がある場合などには、申立時に、この親族陳述書は提出していただくかなくてもけっこうです。

なお、この陳述書には、同意をされるご親族が必ず署名押印をしてください。

なお、場合によっては、家庭裁判所が同意の内容について直接確認することもあります。

平成 年 月 日

福井家庭裁判所 支部

裁判官 殿

親 族 陳 述 書

本人氏名 _____

陳述者氏名 _____ 印

本人との続柄 _____

1 私は、本人について、（ 後見・保佐・補助 ）を開始することに同意します。

2 家庭裁判所が以下の者を（ 後見人・保佐人・補助人 ）に選任することに賛成します。

氏名 _____

本人との続柄 _____

3 私は、

(1) 後見人が行う後見事務（本人の身上監護と財産管理）

(2) 保佐人が行う保佐事務

(3) 補助人が行う補助事務

に協力します。

親族陳述書について

この書類は、後見開始等事件の手続を進めるにあたり必要なものです。必要事項を記載し、申立人にお渡しください。家庭裁判所には、申立人から提出してもらいます。

後日、電話などで意向を確認させていただく場合があることをご了解ください。

なお、後見人・保佐人・補助人は、家庭裁判所が選任します。結果的に、別の後見人等が選任されることもあります。

（福井家庭裁判所 支部）